

北伊勢森林計画区

次期地域管理経営計画の検討方向

近畿中国森林管理局

次期森林計画の検討方向

- 個々の森林を重点的に発揮させるべき機能に応じて類型化し、**それぞれの機能類型ごとに適切な管理経営**を行い、主伐・再造林等による地球温暖化防止へ貢献します。
- 路網、高性能林業機械、列状間伐**の3つを組み合わせた**低コストで効率的な間伐を推進**するとともに、**高齢級の人工林を主伐して再造林**を行って若返りを図り、多様で健全な森林整備を通して生産される**木材の計画的な供給**に取り組みます。
- 国民参加による森林づくりへのフィールド提供**や**森林環境教育への支援**を行います。
- 安全で安心できる暮らしを確保することを目的とした**治山事業**を実施します。

現行計画は、別添を参照

【北伊勢森林計画区位置図】



○北伊勢森林計画区は、三重県北部に位置し、養老山地及び鈴鹿山脈の脊梁地帯のほか、高見山地等に散在。

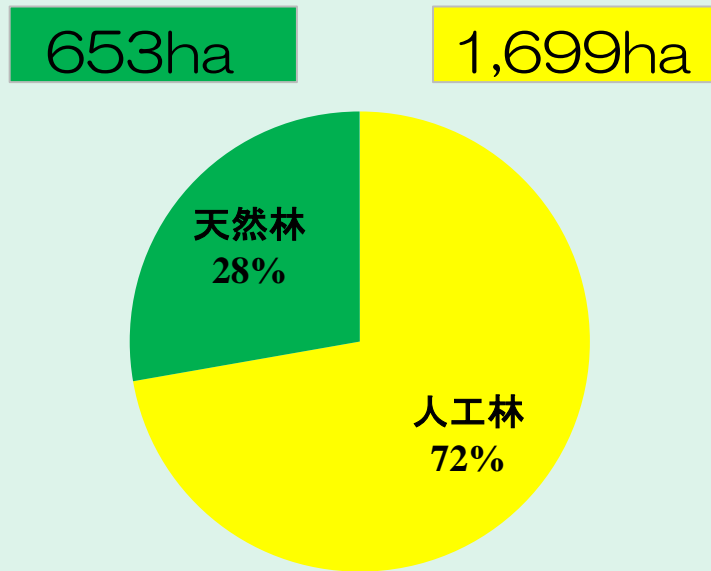
○計画区の森林面積は約88千ha。そのうち国有林野は約2.6千ha（3%）。

○国有林野は、町屋川、鈴鹿川、安濃川、雲出川の水源部に位置し、水源涵養機能の発揮に寄与しています。

森林資源の状況

○人工林が72%、天然林が28%

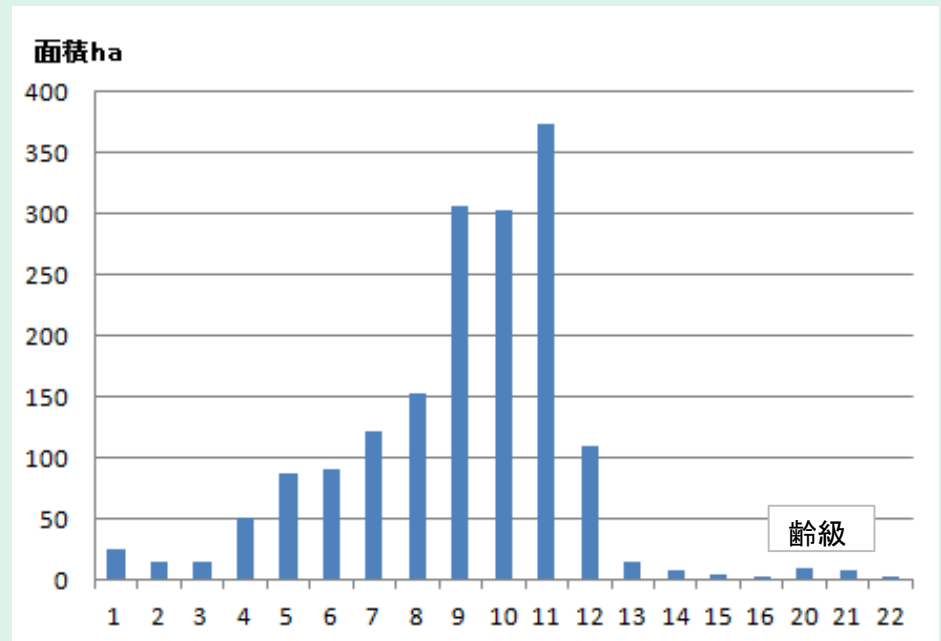
○人工林の樹種割合はスギが29%、ヒノキが62%、アカマツ・クロマツが2%等



【人工林・天然林の面積割合】

○人工林の齢級構成は9～11齢級に集中。

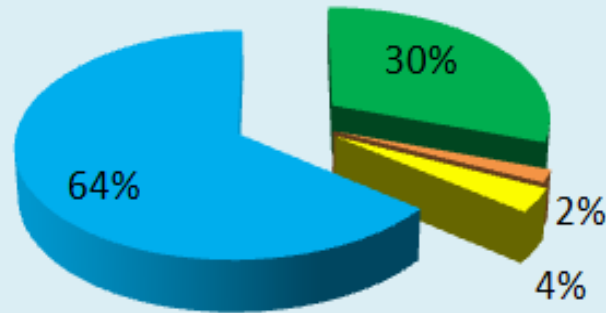
※齢級とは、森林の年齢を一定の幅(5年)をひとくくりにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下3齢級・・・と称する。



【人工林齢級構成】

機能類型に応じた管理経営

○個々の森林を、重点的に発揮すべき機能に応じて、5つの機能類型（5タイプ）に区分し適切な管理経営を行っています。



- 山地災害防止タイプ
- 快適環境形成タイプ
- 水源涵養タイプ
- 自然維持タイプ
- 森林空間利用タイプ

機能類型	面積 (ha)	対象とする森林
山地災害防止タイプ	776	土砂崩れや土砂の流出等による山地災害や飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に整備する森林
快適環境形成タイプ	0	騒音の防備や大気の浄化等生活環境の形成を目的に整備する森林
水源涵養タイプ	1,644	洪水の緩和、水質保全等を目的に整備する森林
自然維持タイプ	47	原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育するなど特別な保全・管理が必要な森林
森林空間利用タイプ	89	国民の皆さんが森林とふれあう場として、また、森林ボランティア団体等の活動の場としての森林

林産物の供給等(水源涵養タイプ等)

○木材の供給

路網、高性能林業機械、列状間伐等の3つを組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通して生産される木材の計画的な供給に努めています。

低コストで崩れにくい路網整備



高性能林業機械の活用



列状間伐等の導入



国有林野の活用(水源涵養タイプ等)

○分収林

国有林野について契約により国以外の者が造林し、その収益を国及び造林者で分収する森林である「分収造林」があります。

本計画区には、三重森林管理署で契約している「分収造林」83haの内44haがあります。



国民参加による森林の整備(水源涵養タイプ)

○社会貢献の森

地域のニーズに対応した森林・林業に関する技術の開発・普及や国民による国有林野の積極的な整備・利用を推進するため、国有林野をフィールドとして積極的に提供しています。



名称	面積(ha)	備考
社会貢献の森 (グリーンボランティア「森林づくり三重」)	7.09	悟入谷国有林 (いなべ市)

主要事業に関する事項（平成23年度～27年度）

・伐採量

現行計画量 (m3)	
主伐	間伐
7,590	56,403

・更新量

現行計画量 (ha)	
人工造林	天然更新
18.02	17.85

・保育量

現行計画量 (ha)		
下刈	除伐	枝打
79.94	14.37	-

・林道

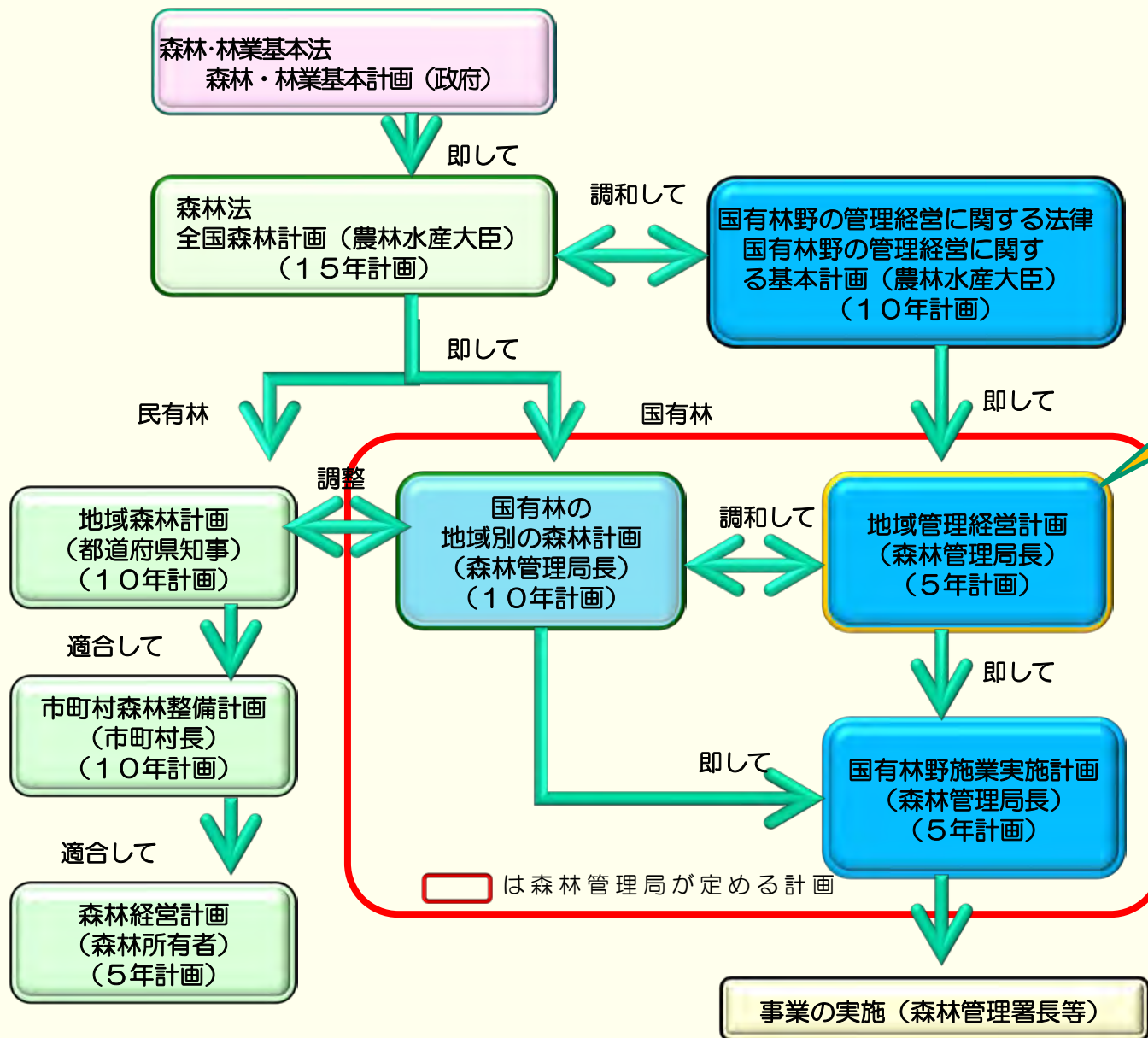
現行計画量		
	箇所数(箇所)	延長(m)
開設	1	4,100
改良	2	7,000



健全な森林の育成、生物多様性の保全、二酸化炭素の森林吸収源対策の目標達成のため、間伐を積極的に進めています。

・治山

現行計画量	
保全施設 (箇所)	4
保安林整備 (ha)	24.93



国民の森林である国有林野について、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の基本事項を定める「5年間」の計画です。

○ 森林計画は全国に158ある計画区という単位ごとに作成されています。

○ 近畿中国森林管理局では管内の40計画区※について順次計画を作成し、それに基づいて国有林の管理経営を行っています。

※地域管理経営計画・国有林野施業実施計画の対象は38計画区